

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成30年 6月4日	平成30年 6月18日	北区職員が職務上市民等と面談し、その後会話内容を記録する必要があると判断し作成した文書（決裁供覧含む）。ただし、北区の福祉課以外も含む。	公開請求 却下	号	北区	福祉課
平成30年 6月4日	平成30年 6月18日	福祉局職員が職務上市民等と面談し、その後会話内容を記録する必要があると判断し作成した文書（決裁・供覧あれば含む）。ただし、福祉局全課について。	公開請求 却下	号	北区	福祉課
平成30年 6月4日	平成30年 6月18日	5月28日本庁1階において担当係長より開示・公開請求に係る審査請求についての説明で同一人による審査請求で審査（議）中案件ある場合、その後提出された案件については、諮問書・弁明書が整っていても審査（議）中案件が終了するまで審査（議）を行わないとのこと。この審査（議）を行っていない案件についてのその判断が確認できる議事録と審査請求書と弁明書（作成日等確認できる1枚目のみ）。	公開請求 却下	号	北区	福祉課
平成30年 6月4日	平成30年 6月18日	H30. 5. 15本庁1階総務局に提出した公開請求書について、H30. 5. 29付大北福第159号公開請求却下決定通知書がある。この公開請求書にある請求文書「本市において…却下した事例」についての総務局保有分。	公開請求 却下	号	北区	福祉課
平成30年 6月12日	平成30年 6月26日	市会本会議における各会派の質疑又は市長、市幹部等の答弁を行うにあたり想定QAを作成したときの記録・文書・メール等の資料一式 平成29年度分について	不存在	号	北区	総務課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成30年 6月12日	平成30年 6月26日	平成30年2月6日付で大阪市長、大阪市教育委員会あてに提出された「市会本会議における各会派の質疑又は市長・市幹部等の答弁を行うにあたり議員と事前調整・作成した記録・文章・メール等の資料一式 平成28年度と平成29年度分について」（後に件名が「市会本会議における各会派の質疑又は市長、市幹部等の答弁を行うにあたり想定QAを作成したときの記録・文章・メール等の資料一式 平成29年度分について」に改められた。以下、当該請求書）との件名の当該請求書について、 ② 総務局からの上記①の依頼に応じて、各局や各室、各区役所、大阪市教育委員会が、それぞれの組織内で、公文書、メモ類などについて、公開するか非公開とするかを検討する際、理事者を含む職員の間でやりとりしたメールを含む公文書や添付物、公文書以外のメモ類など。（例えば、市会関係の質疑に関して「公文書」の概念を整理し、「議員提出資料」や「想定QA」、「とりまとめ関係」などの項目ごとに、それぞれの公開の可否を検討した経過や結果、結果を導いた判断理由を示したメールやファイルなど） ③ 総務局からの上記①の依頼について、公文書や添付物、公文書以外のメモ類などを請求者に対して公開するか非公開とするかを検討した際、各局や各室、各区役所、大阪市教育委員会、大阪市長、特別職の相互間でやりとりしたメールを含む公文書や添付物、メモ類など。	不存在	号	北区	総務課
平成30年 6月12日	平成30年 6月26日	総務局行政部公開制度等担当課長の大阪市での経歴が確認できる文書。ただし、H30. 3. 31およびH30. 4. 1時点について。	公開請求 却下	号	北区	福祉課
平成30年 6月12日	平成30年 6月26日	開示・公開請求での審査請求に係る①諮問書、②弁明書、③裁決が定められた期間内に作成されていない場合に作成されたその特段の理由について、総務局情報公開グループが確認保有している文書。	公開請求 却下	号	北区	福祉課
平成30年 6月14日	平成30年 6月26日	H30. 5. 28付公開請求に対して、H30. 6. 11付大北福210号・211号公開請求却下決定のみがあった。この公開請求に対する①総務局、②人事室、③福祉局による決定書。	公開請求 却下	号	北区	福祉課